期日指定定期預金

（2025年7月1日現在）

1.商品名	●期日指定定期預金
2.販売対象	●個人のみ
3.期間	●最長3年 ●満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年経過後から3年までの間の任意の日を指定できます(ただし、満期日の指定をするときはその1か月前までに通知することが必要です)。 ●預入時のお申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。
4.預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	 ●一括預入 ●1円以上300万円未満 ●1円単位
5.払戻方法	●満期日以後に一括して払い戻します。
6.利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法	 ●預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 ●満期日以後に一括して支払います。 ●付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年毎の複利計算とします。
7.利子課税	●2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受け取りになるお利息には「復興特別所得税」に課税され、源泉徴収率は20.315%(国税15.315%、地方税5%)となります。 ●マル優の取扱いができます。
8.中途解約時の取扱い	●満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により1年毎の複利計算した利息とともに払い戻します。 A 預入期間が6か月未満の場合　解約日における普通預金の利率 B 預入期間が6か月以上1年未満の場合　預入時の2年以上利率×40% C 預入期間が1年以上1年6か月未満の場合　預入時の2年以上利率×50% D 預入期間が1年6か月以上2年未満の場合　預入時の2年以上利率×60% E 預入期間が2年以上2年6か月未満の場合　預入時の2年以上利率×70% F 預入期間が2年6か月以上3年未満の場合　預入時の2年以上利率×90%
9.満期日以後の利息	●満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ●満期日の指定がないときは最長預入期限が満期日となります。
10.金利情報の入手方法	●最新の店頭表示金利については店頭またはホームページ等でご確認ください。
11.付加できる特約事項	●自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.500%を上乗せした利率)。
12.預金保険の適用	●預金保険制度の対象商品です(当行に複数口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)。
13.当行が契約している指定紛争解決機関	●全国銀行協会相談室 連絡先0570-017109　または　03-5252-3772 〔受付日：月～金曜日（祝日および銀行休業日を除く）受付時間：9:00～17:00〕